

武蔵野市独自基準（平成 27 年度決算まで）と「統一的な基準」の主な違い

作成基準の変更の主な内容は以下のとおりです。

1. 有形固定資産の評価基準の変更

項目	武蔵野市独自基準 （平成 27 年度決算まで）	統一的な基準 （平成 28 年度決算から）
土地（道路）	昭和 45 年以降の取得価額	昭和 60 年以降の取得原価 （昭和 59 年度以前の道路用地 は備忘価額 1 円）
工作物（公園）	なし（費用に計上）	取得原価
工作物（防火水槽）	なし（費用に計上）	再調達原価
備品・車両（物品）	100 万円以上	50 万円以上 （開始時のみ耐用年数超過分は 計上しない）
無償所管換（寄附） 等の固定資産（主に 土地）	0 円	再調達原価

2. 無形固定資産の評価基準の変更

項目	武蔵野市独自基準（平成 27 年度決算まで）	統一的な基準（平成 28 年度決算から）
ソフト ウェア	なし（費用に計上）	取得価額

3. 減価償却の変更

武蔵野市独自基準（平成 27 年度決算まで）	統一的な基準（平成 28 年度決算から）
財務書類の項目（道路・橋りょう、建物・構築物など）ごとに、一括して設定した耐用年数による減価償却	資産 1 件ごとに耐用年数省令等に基づく耐用年数による減価償却

4. 引当金の評価基準の変更

項目	武蔵野市独自基準 (平成 27 年度決算まで)	統一的な基準 (平成 28 年度決算から)
退職手当 引当金	定年による退職手当見込額のうち、 現在までに発生していると認められ る額	職員全員が自己都合により退職した 場合に必要な支給額（財政健全化 法）
損失補償 引当金	なし	将来負担比率の算定に含む将来負担 額（財政健全化法）
賞与等引 当金	なし	在籍者の翌年度 6 月支給予定額×6 分の 4 カ月

5. 税金、国・都補助金の取扱い

武蔵野市独自基準（平成 27 年度決算まで）	統一的な基準（平成 28 年度決算から）
行政コスト計算書の経常収益に計上	純資産変動計算書の財源に計上

以上のような違いによる影響額が大きいことから、異なる基準間の経年比較は行っていません。